

調布市景観計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和8年5月1日(金)～令和8年6月1日(月)
- (2) 周知方法 令和8年4月20日号等市報及び市ホームページ「調布市景観計画改定(素案)」、オープンハウスほか
- (3) 資料の閲覧場所 市役所7階まちづくり推進課、公文書資料室、各図書館・各公民館・各地域福祉センター、
みんなの広場(たづくり11階)、市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)
- (4) 意見の提出方法 氏名、住所、御意見を記入し、直接又は郵送、FAX、Eメールで市役所まちづくり推進課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 1件(1人)
＜提出意見の内訳＞
全般に対する意見……………1件
- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
全般	1	調布市景観計画は、公共空間の質を高め、魅力ある都市環境を形成することを目的としています。この観点から、公費による公衆喫煙所の新設は、景観上も政策上も位置付けるべきではありません。喫煙所は囲いや表示等により視覚的ノイズとなり、煙や臭気が空間の快適性を損ない、滞在や回遊を阻害します。また、受動喫煙防止や健康増進の取組とも整合せず、公費投入の合理性にも乏しいと考えます。現に本市には公衆喫煙所は存在しておらず、この方針を維持することが合理的です。今後も新設は行わない旨を景観計画に明記することを求めます。	本計画においては、建築物や工作物そのものの設置を制限するものではなく、主に、形や色、規模などについて周辺への配慮を求めることとしているため、個別の施設設置について制限することとはしておりません。また、受動喫煙防止の徹底により全ての市民の健康を守る観点から、市が公衆喫煙所を設置する考えはありません。いただいた御意見については、今後の市政の参考とさせていただきます。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。